

守谷市ふるさとづくり 寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ふるさとづくり寄附制度を活用した守谷市及び地元特産品等の魅力発信により、守谷市への寄附を促進し、販路拡大等に伴う市内産業の振興及び地域の活性化につなげるため、守谷市への寄附者に対するお礼の品として贈呈する商品又はサービス(以下「返礼品等」という。)を提供する法人、団体又は個人事業者(以下「法人等」という。)の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の登録)

第2条 守谷市への寄附者に対する返礼品等の提供を希望する法人等は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等を提供する協力事業者(以下「協力事業者」という。)として、守谷市に登録しなければならない。

2 協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たす法人等でなければならない。

- (1) 本社(本店)、支社(支店)、事業所、販売店又は工場が守谷市内にあること。ただし、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等(平成31年総務省告示第179号。以下「総務省告示」という。)第5条第8号に規定する共通返礼品を提供する法人等についてはこの限りではない。
- (2) 法令に適合した操業、生産、製造及び販売を行っていること。
- (3) 守谷市税の滞納がないこと。
- (4) 返礼品等に関する問合せに迅速かつ適切な対応ができること。
- (5) 商品原材料、価格の表示その他の商品情報の開示の求めに迅速かつ適切な対応ができること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員に該当しないこと。また、当該暴力団又は暴力団員の利益となる活動を行うものでないこと。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 守谷市の魅力を発信し、交流人口の増加や地域産業の振興につながる要素を持つ商品又はサービスであること。
- (2) 協力事業者が法令に適合した販売、生産、製造、加工、サービスの提供又は企画を自ら行っているものであり、総務省告示第5条各号のいずれかに該当するものであること。
- (3) 安定した供給が見込める品質及び数量を有するものであること。

- (4) 返礼品等が飲食物である場合は、十分かつ適切な賞味期限及び消費期限が確保されるものであること。
- (5) 返礼品等が宿泊、食事、乗車、施設利用、イベント体験その他サービスの提供である場合は、守谷市内で提供されるものであること。
- (6) 返礼品等が配送を要する場合は、宅配業者による配送が可能な商品等であること。

(協力事業者の特典)

第4条 協力事業者として登録された法人等は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 守谷市が返礼品等を掲載しているふるさと納税の専門ウェブサイト返礼品等の画像、商品名、サービス内容、事業者名等を掲載すること。
- (2) 返礼品等の発送に際して、守谷市が認めた商品のカタログ、チラシ等を同封すること。
- (3) 返礼品等の配送料に相当する額を市長に請求すること。ただし、提供した返礼品等の品質等に関する寄附者からの苦情等により再配送する場合は、この限りではない。

(協力事業者の登録申込み)

第5条 協力事業者としての登録を希望する法人等は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品等提案一覧表、返礼品等提案書及び提供を予定する返礼品等が分かるもの
- (2) 事業概要が把握できるパンフレット等
- (3) 守谷市税の滞納がないことを示す書類
- (4) 法令に適合した操業、生産、製造及び販売を行っていることを示す書類
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(協力事業者の登録内容の変更)

第6条 協力事業者は、登録内容を変更する場合は、申込書に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(協力事業者の登録等の決定)

第7条 市長は、申込書の提出があった場合は、速やかにその内容を現地調査等の方法により確認し、審査した上、登録又は変更（以下「登録等」という。）の可否を決定し、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等可否決定通知書（様式第3号）により、当該申込者に対し通知するもの

とする。

2 市長は、前項の規定に基づく登録を認めた場合は、申込書に併せて提案された返礼品等を守谷市の返礼品等として取り扱うものとする。

(返礼品等の変更等)

第8条 協力事業者は、既に提供している返礼品等の内容を変更し、又は提供を取りやめる場合は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等申込書(様式第4号)を、返礼品等の追加提案をしようとする場合は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等追加申込書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(返礼品等の変更等の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、速やかに変更若しくは取りやめ又は追加提案(以下「変更等」という。)の内容を現地調査等の方法により確認し、審査した上、変更等の可否を決定し、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等可否決定通知書(様式第6号)により、当該申込者に対し通知するものとする。

(返礼品等の取扱いの中止)

第10条 市長は、協力事業者が提供する返礼品等が第3条の要件を満たさなくなった場合には、当該返礼品等の取扱いを中止し、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等取扱中止通知書(様式第7号)により、当該協力事業者に通知するものとする。

(協力事業者の登録の抹消届出)

第11条 協力事業者は、協力事業者の登録の抹消を希望する場合は、抹消希望日の14日前までに、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(協力事業者の登録の抹消)

第12条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業者の登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定により、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消届出書を提出したとき。
- (2) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第10条の規定により提供する返礼品等のすべての取扱いが中止されたとき。
- (4) 第13条に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (5) 守谷市、寄附者、その他守谷市ふるさとづくり寄附に関係する者に対し、損害を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、前項の規定により、協力事業者の登録を抹消したときは、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消通知書(様式第9号)に

より、当該法人等に通知するものとする。

(協力事業者の責務)

第13条 協力事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 守谷市の魅力発信に積極的に努めること。
- (2) 寄附者の個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、守谷市個人情報保護法施行条例(令和5年守谷市条例第4号)及び関係法令を遵守すること。
- (3) 協力事業者が提供した返礼品等の品質等に関する寄附者からの苦情等については、市の責めに帰すべき場合を除き一切の責任を負うこと。
- (4) 前号の苦情等については守谷市及び守谷市からふるさとづくり寄附返礼品取扱業務を委託された事業者へ報告すること。

(協議)

第14条 この告示に定めのない事項については、市と協力事業者が協議し、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(既存の協力事業者に対する適用)
- 2 この告示の施行の際、現に協力事業者として登録されている者は、改正後の守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱第5条第5号に規定する誓約書を、速やかに市長に提出しなければならない。

様式第1号（第5条，第6条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等申込書

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等を希望しますので、関係書類^{※1}を添えて申込書を提出します。

申込事業者	所在地： 〒 (フリガナ) 事業者名： (フリガナ) 代表者氏名： 電 話： F A X： メールアドレス： ホームページ：
担当者連絡先	※上記の内容と異なる場合にご記入ください。 (フリガナ) 担当者所属・氏名： 電 話： F A X： メールアドレス：
変更項目	※変更の場合は，変更後及び変更前の内容を記載してください。

※1 関係書類

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱第5条に記載のある書類

別紙 1

返礼品等提案一覧表

No.	返礼品等の名称
1	
2	
3	
4	
5	

※提案に当たっては、返礼品等の内容が確認できるもの（サンプル、イメージ画像等）を併せて提出してください。

別紙 2

返礼品等提案書

(No.)

返礼品等名称	(フリガナ)
返礼品等内容	
返礼品等価格	円 (梱包費, 消費税及び地方消費税額を含む。)
返礼品等の 該当要件	この返礼品等は, 総務省告示第5条第 号に準ずる返礼品 等であることを確認しています。
該当要件の根拠	
法令適合の根拠	

(注意事項)

- (1) 提案する返礼品等ごとに作成してください。
- (2) 該当要件の根拠欄は, 該当する項目についてのみ記載してください。
- (3) 法令適合の根拠欄は, 返礼品の出品にあたり必須であり, かつ, 取得済みの営業許可等の種類を記載してください。

年 月 日

守谷市長 宛て

誓 約 書

住所又は所在地

法人又は団体名

代 表 者 名

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく協力事業者の登録に当たり、下記事項について誓約します。

なお、この誓約に反したこと等により、登録を抹消されるなどの不利益を被ることがあっても、一切の異議を申し立てません。

記

- 1 要綱に基づく提出書類に記載している内容は全て事実と相違ないこと、かつ要綱に規定する全ての条件を満たしていることを誓約します。
- 2 守谷市ふるさとづくり寄附金事業（以下「事業」という。）の実施において、要綱及び市の指示に従います。
- 3 虚偽の申請等により市に著しい損害（総務大臣が指定する「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定」の解除等により市が制度から除外されるなどの措置）を与えた場合、市からの損害賠償請求に対し、一切の異議を申し立てません。
- 4 申請した返礼品等が審査の結果、登録されなかった場合又は提供している返礼品等の取扱いが市の判断に基づき中止された場合、一切の異議を申し立てません。

- 5 市が契約するふるさと納税ポータルサイトの返礼品ページ（以下「返礼品ページ」という。）の権利は、市に帰属することに同意します。また、返礼品ページについては、市が必要と認めた場合に内容を変更すること及び掲載を中止することに同意します。
- 6 返礼品等が、総務省告示第5条各号のいずれかに合致している事実を確認するため、産地の確認等に最善を尽くします。事実と相違が発覚した場合は、市からの損害賠償請求に対し、一切の異議を申し立てません。
- 7 返礼品等について、適切に生産、製造、品質管理及び感染症対策等を行うとともに、協力事業者の過失により返礼品等の品質において問題が生じたときは、全ての責任を負います。
- 8 返礼品等として提供する製品又はサービスは、当該製品の製造者（仕入れ先等）又はサービスの実施者に「守谷市ふるさと納税の返礼品等」とすることについて、同意を得ていることを誓約します。
- 9 地場産品基準を満たさなくなった場合又は生産中止等により登録した返礼品等が提供できなくなった場合は、寄附者からの苦情等の対応に責任を持って尽力します。これを怠ったと市が判断した場合には、要綱第13条第3号に抵触するものとして協力事業者の登録を抹消されることに一切の異議を申し立てません。
- 10 市が必要と認めた税目の納付状況を調査することに同意します。
- 11 要綱第2条第2項第6号に規定する各項目（暴力団関連）について、市が確認する場合があることに同意します。
- 12 事業遂行のために取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、返礼品等発送以外の利用に供さないことを誓約します。
- 13 要綱第12条第1項の規定に基づき、協力事業者の登録を抹消された場合、一切の異議を申し立てません。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

守谷市長



守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等可否決定通知書

年 月 日付で提出のあった守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等に係る申込みについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

登録等の可否	
登録等を行わない場合の理由	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等申込書

(登録事業者)

事業者名

代表者氏名

担当者氏名

電話 () FAX ()

下記のとおり、返礼品等を（変更・取りやめ）したいので申込書を提出します。

記

返 礼 品 等 名 称	(フリガナ)
変 更 (取りやめ) 内 容	<input type="checkbox"/> 返礼品等の名称 <input type="checkbox"/> 返礼品等の内容 <input type="checkbox"/> 返礼品等の価格 <input type="checkbox"/> 取りやめ <input type="checkbox"/> その他 ()
変 更 前	
変 更 後	
変 更 (取りやめ) 理 由	
そ の 他	

関係書類

(1) 変更前と変更後の返礼品等の画像（外形に変更がある場合）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等追加申込書

（登録事業者）

事業者名

代表者氏名

担当者氏名

電話（ ） FAX（ ）

下記のとおり，返礼品等を追加したいので申込書を提出します。

記

別紙返礼品等提案一覧表（様式第1号の別紙1）及び返礼品等提案書（様式第1号の別紙2）のとおり

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

守谷市長



守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等可否決定通知書

年 月 日付で提出のあった守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等の申込みについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

変更等の可否	
変更等を行わない場合の理由	

様式第7号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

守谷市長



守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等取扱中止通知書

下記のとおり，返礼品等の取扱いを中止したので通知します。

記

返礼品等の名称	
取扱中止の理由	

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消届出書

(登録事業者)

事業者名

代表者氏名

担当者氏名

電話（ ） FAX（ ）

下記のとおり協力事業者の登録を抹消したいので届出します。なお、登録の抹消にあたり、以下の2点につき、誓約いたします。

- 1 抹消希望日前に、寄附者から申込みのあった返礼品等の提供において一切の責任を負うこと。
- 2 抹消希望日以後も、返礼品等の品質等に関する保証や、苦情等については、真摯に対応し解決に努めること。

記

抹 消 希 望 日	
抹 消 理 由	

様式第9号（第12条関係）

第 年 月 日
号 日

様

守谷市長



守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消通知書

下記のとおり協力事業者の登録を抹消したので通知します。

記

抹 消 年 月 日	
抹 消 理 由	